

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検・評価規程第2条第2項に基づき、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の自己点検評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- (2) 本学の第三者評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- (3) 本学の自己点検評価及び第三者評価の実施に関すること。
- (4) 本学の自己点検評価等に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学科長
- (3) 短期大学部学生部長
- (4) 図書館長
- (5) 事務局長
- (6) 短期大学部の教員のうちから評議会が選定する者2人
- (7) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

- 第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

- 第8条 自己点検評価に係る専門的事項を処理するため、委員会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評議会への報告)

- 第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

- 第10条 委員会の庶務は、総務企画課で行う。

(委任)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。